

環境用語の解説

環境一般

(あ)～(お)

閾値

これ以下の量(又は濃度)では影響がないという限界値。例えば、ある悪臭物質について、そのにおいが感じられる最低量又は最低濃度、有害物質については影響の起こり得る最低量(濃度又は体重kg当たりのmg)などをいう。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の家庭などから、発生する、ごみやし尿などの廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

上乘せ基準

ばい煙、汚濁物質等の排出に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

N D

「検出されず」の意味。「Not Detected」の略。JIS規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

鉛直分布

気温や水温、大気中の物質濃度等の事象・物質の鉛直方向(地球上のある点に対して、その一点を通る重力の方向)の分布

回折

波動に特有の現象で、波動が障害物の端を通過して伝搬するとき、それまで直進してきた波動が、障害物体の背後に当たる陰の部分に進入する現象。音波・電波・光等の波動や海の波浪などで発生する。

拡散係数

大気汚染や水質汚濁の拡散計算に用いられる、物質の拡散速度を示した係数

オゾン層

地上から10～50kmの高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

汚濁(汚染)負荷量

硫酸化物、COD等が大気や水などの環境に排出される量のことをいい、物質の濃度と排出ガスや排水中の量との積で表される。

温室効果

大気中の特殊なガスには、地表面から赤外線形で宇宙空間に放出される熱を吸収する性質があるため、地球の気温が上昇し温室のような状態になる現象。熱を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがあるが、近年、人工源の二酸化炭素が増加しており、地球温暖化の危険性が指摘されている。

(か)～(こ)

環境影響要因

環境要素に影響を及ぼす要因となる行為や事物。対象事業によって様々な要因が考えられる。

環境影響評価(環境アセスメント)

従来の環境保全対策が対症療法的なアプローチにより行われてきたのに対し、予防療法的な見地から大規模な開発事業等について計画の立案、工場の着手に際し、その開発事業が環境に及ぼす影響を事前に、調査、予測、評価し、公害の未然防止及び自然環境の保全を図ろうとするものである。

環境影響評価方法書

環境影響評価法や環境影響評価条例に基づき、事業者が対象事業に係る環境影響評価(調査、予測、評価)を行う項目や方法の案について、環境の保全の見地からの意見を求めるために作成する文書である。

方法書に対しては、地域の環境情報を補完する観点から、意見を有する者、地方公共団体（都道府県知事、市町村長）が意見を述べることとされている。方法書の作成から各主体の意見の聴取を経て環境影響評価の項目及び手法の選定に至るまでの一連の過程を、項目及び手法を「絞り込む」という意味で「スコーピング」という。

方法書の作成により、事業者があらかじめどのような項目が重要であるかを把握することにより、調査、予測、評価の手戻りを防止し、効率的な環境影響評価を実施することが可能となる。

環境影響評価準備書

環境影響評価法や環境影響評価条例に基づき、事業者が方法書に対する意見を勘案・配慮して環境影響評価の項目等を選定し、環境影響評価を実施し、その結果について環境の保全の見地から住民等から広く意見を聴き、評価書に反映させるために作成する文書である。

準備書段階においても、地域の環境情報を補完する観点から、意見を有する者、地方公共団体（都道府県知事、市町村長）が意見を述べることとされている。

環境影響評価書

評価書は、環境影響評価法や環境影響評価条例に基づき、事業者が準備書に対する意見を勘案・配慮して準備書の内容を修正し、補完し、環境影響評価を実施した結果を取りまとめた文書である。

評価書は、環境影響評価の最終的な結果であり、これまでの手続に関与した者（意見を有する者及び地方公共団体）に周知する必要がある。また、当該事業に係る許認可等の判断の用に供するとともに、事業の実施の際の環境の保全上の配慮の用に供することが、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保する上で必要である。

環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に管理していくため策定する計画である。この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音等環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの。

環境基本法

環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成5年11月19日に公布・施行されている。環境基本法の制定により公害対策基本法は廃止されたが、環境基本法は公害対策基本法を発展的に継承している。平成5年11月法律第91号

環境ホルモン

正確には「外因性内分泌攪乱物質」と言い、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと。

環境省(庁)が設置した「外因性内分泌攪乱化学物質問題に関する研究班」の報告では、内分泌攪乱作用を有すると疑われている物質は、「ダイオキシン」「ビスフェノールA」「ノニルフェノール」など67物質あり、今後の調査・研究の過程でさらに増えていくことが予想される。

規制基準

工事等から排出される汚水、ばい煙及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界等を考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法では「規制基準」という用語が使われている。

建設副産物

建設工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト塊、建設汚泥などをいう。

原単位

大気汚染や水質汚濁の予測を行う際に、事業行為等により発生する負荷量を算定するために用いる係数で事業の種類、行為などにより異なる。

公害

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。（環境基本法第2条第3項）

公害防止協定（環境保全協定）

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止（環境保全）のために必要な措置を取り決める協定のことをいう。公害規制法を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適用するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止（環境保全）上の手